

各関係団体等の長 様

栃木県計量検定所長 新添利夫

自動捕捉式はかりの検定義務化の周知について（依頼）

本県の計量行政の促進につきまして、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、計量法の改正に伴い、令和 6(2024)年 4 月 1 日からは、自動捕捉式はかり（重さが 5kg 以下のもの）を取引又は証明（以下、「取引等」という）における計量に使用する場合、検定に合格することが必要となりました。それにより、令和 9(2027)年 4 月 1 日からは、既に使用している自動捕捉式はかりについても検定を受検したものでなければ取引等に使用出来なくなります。

現在、全国にはすでに取引等に使用されている自動捕捉式はかりが約 4 万台存在すると推定されており、令和 8(2026)年度には検定依頼が集中し、希望通りに検定を受けられなくなることが想定されます。そのため、令和 7(2025)年度中に受検することを推奨しております。

なお、「未検定の自動捕捉式はかり」を取引等に使用してしまうと、令和 9(2027)年 4 月以降は計量法違反となりますことを申し添えます。

つきましては、貴団体事業所等に対し、自動捕捉式はかり検定義務化と早期受検の周知について御協力いただきますようお願いいたします。

【計量制度見直し関連】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryoku_minaoshi.html

【自動捕捉式はかり検定義務化について】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/kenteigimuka.pdf

【自動捕捉式はかり指定検定機関のご紹介】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/0612shiteikenteikikan.pdf

【自動捕捉式はかりの使用の制限の開始に関する説明会動画】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/09_20231213_setumeikaizentai_1920x1080.mp4

【罰則（計量法第 172 条）】

検定に合格していない特定計量器（はかり）を、取引や証明に使用すると計量法違反になり、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

計量検定所 業務課
適正計量管理事業担当：渡邊

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜 1-5-64
TEL:028-667-9425 Fax:028-667-9426
Email:keiryoku-kentei@pref.tochigi.lg.jp